

受付 番号	種目番号 —	連絡先 IR推進課	担当者名 電 話	ふりがな 田中(麗) 671-3911
<b>設 計 書</b>				
1 委託名	横浜特定複合観光施設設置運営事業適格性に関する調査業務委託			
2 履行場所	都市整備局IR推進課、受託者社内及びその他委託者の指定する場所			
3 履行期間 又は期限	<input checked="" type="checkbox"/> 期間 契約締結した日から令和3年7月30日 まで <input type="checkbox"/> 期限 令和 年 月 日 まで			
4 契約区分	<input type="checkbox"/> 確定契約 <input checked="" type="checkbox"/> 概算契約			
5 その他特約事項	委託契約約款 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 個人情報取扱特記事項			
6 現場説明	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 ( 月 日 時 分 場所 )			
7 委託概要	横浜特定複合観光施設設置運営事業の事業予定者の公募にあたり、応募してきた民間事業者の反社会的勢力との関係性を調査するものです。 なお、委託内容の詳細については、仕様書の通りです。			
都市整備局				

8 部分払い

する（回以内）

しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

<p><b>委託代金額</b></p> <p style="text-align: center;">（概算金額）</p>	
<p>内 訳</p>	<p style="margin-left: 20px;">業務価格 （概算金額） .....</p> <p style="margin-left: 20px;">消費税及び地方消費税相当額 （概算金額） .....</p>



# 横浜特定複合観光施設設置運営事業適格性に関する調査業務委託特記仕様書

## 1 業務名称

横浜特定複合観光施設設置運営事業適格性に関する調査業務委託

## 2 履行期間

契約締結日から令和3年7月30日まで

※5(1)～(3)の調査分析結果については適宜報告を行い、追加された調査対象も含めて令和3年6月17日までに概要を報告すること。

## 3 履行場所

横浜市都市整備局 I R 推進課

受託者社内及びその他委託者の指定する場所

## 4 業務目的

日本型 I R は、世界最高水準のカジノ規制を前提として、日本を「観光先進国」へと引き上げるという公益の実現が求められている。そのため、「公益」を具体化する設置運営事業者は、その前提として、「例外的特権」と表裏一体の高度な規範・責任を自覚し、高い廉潔性を確保することが不可欠である。

設置運営事業予定者の選定に当たっても、国から示された「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」において、選定された民間事業者は、市とともに作成する区域整備計画が認定された後、カジノ事業の免許の申請を行うため、選定の段階においても、「可能な範囲で民間事業者の適格性につき確認を行うことが必要」であり、暴力団員等の排除等の観点から、「必要に応じて民間の調査会社等への調査の委託等を行うこと」が定められている。

当該業務は、この定めに従い、設置運営事業予定者の公募に応募してきた民間事業者（以下「応募者」という。）の反社会的勢力との関係性を調査するための委託である。

## 5 業務内容

### (1) 資本関係の調査・関係図の作成

応募者の資本関係について、世界的な規模を持つデータベース等を用いて調査し、実質的支配者までつながる資本関係図を作成すること。なお、関係図には、原則、株式を5%以上保有している者を記載すること。

### (2) 登記簿調査【国内事業者のみ実施】

応募者、応募者の子会社、応募者の主要株主、当該主要株主の子会社を調査し、その「履歴事項全部証明書」を取得し、「商号」「取締役・監査役」（現任・退任問わず）を明らかにすること。

また、当該企業、主要株主の「本店所在地及び代表取締役住所地の不動産の所有者・権利者」の確認を行うこと。

### (3) スクリーニング調査・分析

#### ① 国内企業

(1)(2)の調査結果及びネガティブニュースを含むデータベースを用いてスクリーニング調査を

行い、リスク分析を行う。なお、調査範囲には、資本関係図に含まれる企業の役員も含めるものとする。

## ② 海外企業

(1)の調査結果、及び各国制裁リスト、PEPs、ネガティブニュースを含む世界的な規模を持つデータベースを用いてスクリーニング調査を行い、リスク分析を行う。なお、調査範囲には、資本関係図に含まれる企業の役員も含めるものとする。

## (4) 報告書作成

(1)～(3)における調査結果を、委託者と協議した内容をもって、報告書としてまとめること。なお、使用言語は日本語とする。

※ (1)～(3)の調査・分析範囲は、適宜の報告により、変更する場合がある。

## (5) 打合せ

必要に応じて打合せを行う。調査方法等の打合せを2回、随時の報告を2回、報告書に関して2回を想定している。

## 6 調査対象

応募者

※応募者の法人登記簿謄本、役員等氏名一覧表は、市から提供する。

※応募者は順次追加登録されることを想定し、追加登録期限である令和3年5月31日に確定する。

※応募者数や5(1)～(3)の調査結果により、スクリーニング調査等の数量が変わるため、清算を行う。

## 7 成果品

本業務の成果品は次に定めるものとし、納入先は、横浜市都市整備局IR推進課とする。

- (1) 調査・分析結果報告書（A4サイズ） 2部
- (2) 調査・分析結果報告書（電子データ） CD-R又はDVD-Rにて1枚
- (3) その他、委託者が指定する調査結果等

## 8 成果品等の取扱い

成果品その他調査結果の取扱いについては、受託者が使用するデータベースの約款等を、その内容を確認・協議の上で遵守する。また、市から第三者への提供に関しても、当該データベースの約款等を尊重して協議し、合意内容について遵守する。なお、受託者においては、業務上取り扱う素材・データ等の一切の情報について、委託者の合意を得ることなく公表、第三者への提供をしてはならない。

## 9 一般事項

- (1) 業務の実施に際しては、委託者からの指示に基づき、十分に協議を行う。
- (2) 本業務で知り得た情報については、委託契約約款、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項及び個人情報取扱特記事項を遵守し、十分に留意して管理を適切に行う。
- (3) 業務内容及びその他必要事項について疑義が生じた際は、委託者と速やかに協議の上、対応する。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に疑義のある場合には、委託者と事前に協議し、その指示に従う。